(平成24~25年度支援)

原状回復事業事例:静岡県沼津市中間処分場事案

事案の類型	中間処理業者による隣地(裏山)への保管、埋立
事案の場所	静岡県沼津市
行 為 者	静岡県沼津市 A社 代表者取締役B
	静岡県沼津市 A社 取締役C
	静岡県沼津市 A社 従業員D
	静岡県沼津市 A社 従業員E
	静岡県沼津市 F社 実質的経営者G
規模及び種類	投棄面積; — m ²
	投棄量;約230,000m³ (土砂を含み約530,000m³)
	廃プラスチック類、木くず、その他
支障のおそれ	斜面の崩落、有害ガス・悪臭・火災の発生のおそれがある。
対策工の概要	整形・覆土、排水工、表面緑化等により、法面の崩落を防止する。また、
	ガス抜き管の設置により有害ガス対策を行う。
除去した廃棄物	址山,加八县 1 2 6 0 0 t
の種類及び量	排出・処分量 13,600 t
代執行費用	663, 908, 000円
支援した資金額	300, 500, 000円
1	



【事案概要】

Bは、平成4年に産業廃棄物処分業(焼却)の許可を取得し、その後、法人化しA社の役員として事業を営んできた。

A社は、平成10年9月に停止命令、同年12月改善命令の処分を受け、翌年に改善命令は履行された。その後、平成12年頃から隣地で不法投棄等を始めているとの住民から情報が寄せられ、県は平成13年1月と3月に掘り起こし調査を実施したが廃棄物は確認できなかった。不法投棄の疑いを警察に情報提供し、平成16年11月にBは不法投棄の現行犯として警察に逮捕され懲役刑に処せられ、A社は平成16年12月に産業廃棄物に係る許可取消処分を受けた。

県は、平成18年度にA社からマニフェスト約3万2千枚を調査し、排出事業者、収集運搬業者に対するヒアリングを実施、翌年度には県と市の連携を図る「沼津市愛鷹山麓不法投棄対策委員会」を設置、平成22年3月には廃棄物や地盤工学の専門家を委員とする「愛鷹山麓産業廃棄物不法投棄支障評価・対策検討委員会」を設置した。

県は、平成23年9月にB、C、D、Eの4人に対し、10月にGに対して措置命令を発出したが是正措置が取られなかったため、平成25年1月から支障の除去(行政代執行)を行った。

代執行費用は行為者へ求償するが、行為者の資力を勘案して排出事業者に対し、協力金の拠出を求めている。

